

青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。
- （2）支給弁当 役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当については大会の各競技会開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める宿泊要項等に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

- （1）弁当調製施設については、別に定める選考基準に則り、実行委員会が選定する。
- （2）実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を選定したときは、当該施設に弁当調製施設指定書（別記様式）を交付する。

8 指定取り消し

実行委員会は、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。